

○議長（小林哲雄）

日程第7 報告第3号 専決処分の報告について（開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて）を議題といたします。

細部説明を担当課長に求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（井上 新）

報告第3号 専決処分の報告について（開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて）。

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

平成26年5月26日提出、開成町長、府川裕一。

1枚おめくりいただきまして、今回の専決処分につきましては、町長の専決処分の事項に関する条例の（2）法令の改正又は廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、条項、又は用語を引用する規定を整備する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該法令の題名、条項、または用語に関する規程を改正すること。こちらに該当するということで専決処分をさせていただいております。

それでは、専決処分書。町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成26年3月31日、開成町長、府川裕一。

工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例（平成12年神奈川県条例第63号）の題名の改正に伴い、同条例を引用する開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成25年開成町条例第28号）の規定を整理する必要があるため、別紙のとおり開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を制定する。

1枚おめくりいただきまして、開成町条例第7号 開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例。

開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成25年開成町条例第28号の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す

ように改正する。

改正前の趣旨の第1条のところで、県条例、工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例、こちらのほうの改正前が、規定による、この部分が、改正後、規定に基づくというように条例の題名が変わってございますので、改正後はこちらのほうにするということでございます。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりました。本件は地方自治法第180条第1項の規定により、議会がその権限を町長に委任することを定めた町長の専決処分事項に関する条例に基づく専決処分となっておりますので、質疑は行いませんが、確認する点がありましたら、お聞きください。どなたかございますか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、以上で報告第3号専決処分の報告について（開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて）の報告を終了いたします。

以上をもちまして、5月会議に付議されました案件は全て終了いたしました。これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時19分 散会